

規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十八号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師	
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校			
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状		
報酬基準額	416,403円	335,934円	384,317円	310,876円	382,178円	308,941円	435,145円	

備考

- この表において「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤の講師をいう。
- この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第4項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。
- 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一

日から適用する。

改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内扱とみなす。